



## 今後の一般廃棄物処理施設整備について

令和7年3月24日

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課



# 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要について



- 循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）は、循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（令和6年8月）。
- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、経済安全保障・産業競争力強化、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決に繋がる。
- 一般廃棄物処理関連では、一般廃棄物処理システムの強靱化・集約化・広域化・脱炭素化について記載。

## 主な課題・背景

## 主な政策的対応

## 実現される将来像

環境制約への対応	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
経済安全保障・産業競争力強化	世界資源需要増で資源獲得競争 鉱物等資源の価格高騰と供給懸念  バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き	・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策  ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化  ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング  ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
質の高い暮らし・地方創生	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等  大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進  ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換	・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり  ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

# 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）の全体像

- 気候変動への対応について、「**2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化**」の視点を新たに記載し、**対策内容を強化**。
- 「3 R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「**循環型社会の実現に向けた資源循環の強化**」の視点を追加。
- 「**地域循環共生圏の構築に向けた取組**」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化。

脱炭素・資源循環  
の一体的推進

## 基本的 理念

- (1) 基本原則に基づいた3 Rの推進と**循環型社会の実現に向けた資源循環の強化**
- (2) **災害時も含めた持続可能な適正処理**の確保
- (3) **脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組**

## 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3 Rの推進と**資源循環の強化**
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) **廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進**
- (4) 地域に**多面的価値**を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・**参画**の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び**契約の適正化**

## 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

- **ごみのリサイクル率**（一般廃棄物の出口側の循環利用率）：20%→28%  
(補助指標)
  - ・一般廃棄物の排出量
  - ・プラスチックの資源回収量
  - ・廃プラスチックのリサイクルの促進によるCO2排出削減量
- **一般廃棄物最終処分場の残余年数**：2020年度の水準（22年分）を維持  
(補助指標)
  - ・一般廃棄物最終処分場の残余容量
- **期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値**：20%→22%
- **廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合**：41%→46%  
(補助指標)
  - ・一般廃棄物焼却施設の平均処理能力
  - ・一般廃棄物焼却施設におけるごみ処理量当たりの余熱利用量（発電利用を除く）
  - ・メタンガス化施設における年間処理量
  - ・一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入によるCO2排出削減量
- **浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率**：58%→76%以上  
(補助指標)
  - ・浄化槽台帳により維持管理情報（保守点検・清掃・法定検査）を把握している都道府県数
- **先進的省エネ型浄化槽導入基数**：家庭用33万基→75万基、中・大型9千基→27千基  
(補助指標)
  - ・浄化槽の省エネルギー化によるCO2排出削減量

## 1. 基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

### <ポイント>

- 廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処分の確保を推進しつつ、Renewableの取組や循環経済への移行の重要性も踏まえ、資源循環の取組を強化し、循環型社会の実現を目指す。
- 施設の長寿命化・延命化、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進し、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する。人口減少を見据え、将来にかかるコストを可能な限り抑制するよう計画的に進める。
- 廃棄物分野は他分野も含めた温室効果ガス排出量の削減に貢献可能。2050年カーボンニュートラルに向けてさらなる排出抑制の取組による焼却等に伴う温室効果ガスの削減、熱回収の高度化、将来的にはCCUS等の技術の導入により、脱炭素化の推進が期待される。

## 2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3 Rの推進と**資源循環の強化**
- (2) **持続可能な適正処理の確保**に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の**脱炭素化の推進**
- (4) **地域に多面的価値を創出**する廃棄物処理施設の整備
- (5) **災害対策の強化**
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

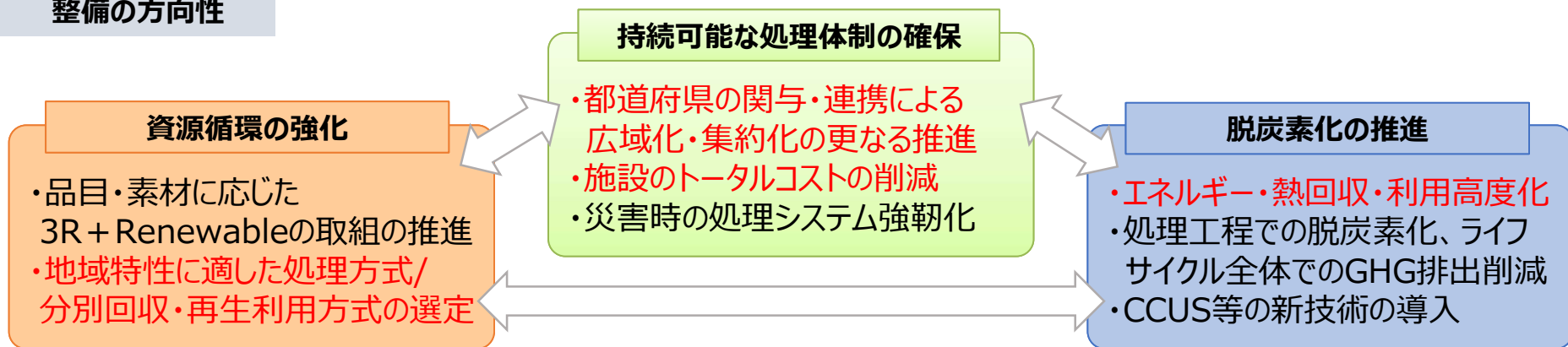
### <ポイント>

- 各素材の資源循環を強化し、**廃棄物分野からの素材・原料等の供給**により、**3 R + Renewableをはじめとする循環経済への移行やライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減に貢献**。必要に応じ**デジタル技術も活用**。
- 長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的・合理的な施設整備により、建設・維持管理・解体に係る**トータルコストの縮減、更新需要の平準化**等の一層の推進が必要。
- より一層の広域化・集約化やバイオマスの利活用、地域産業等と連携した熱利用など**地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入**。3 R + Renewableを進めてもなお残る温室効果ガス排出に対して**CCUSやカーボンリサイクル技術等の普及も念頭に今後の技術動向への柔軟な対応**が求められる。
- 廃棄物処理施設で回収した**エネルギーの活用による地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用**、民間事業者等との連携、**リユース拠点としての活用**等、**地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備**を進める。

# 今後の一般廃棄物処理施設整備について

- 一般廃棄物処理施設整備は、人口減少・少子高齢化下においても適正処理を通じた生活環境保全のために必要不可欠であり、中長期的な視点に立ち、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保が不可欠。
- 3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を含む資源循環の強化が重要。
- 2050年カーボンニュートラル（CN）に向け、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減、エネルギー・熱回収の高度化、将来的なCCUS等の新技術の導入等の取組が必要。
- こうした課題等に対応するため、令和5年6月に新たな「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定。同計画に基づいて以下の視点から、より効果的・効率的な施設整備を推進していく。

## 整備の方向性



※それぞれの要素は密接に関わっているため複数の役割を持つが、代表的な役割に分類している。

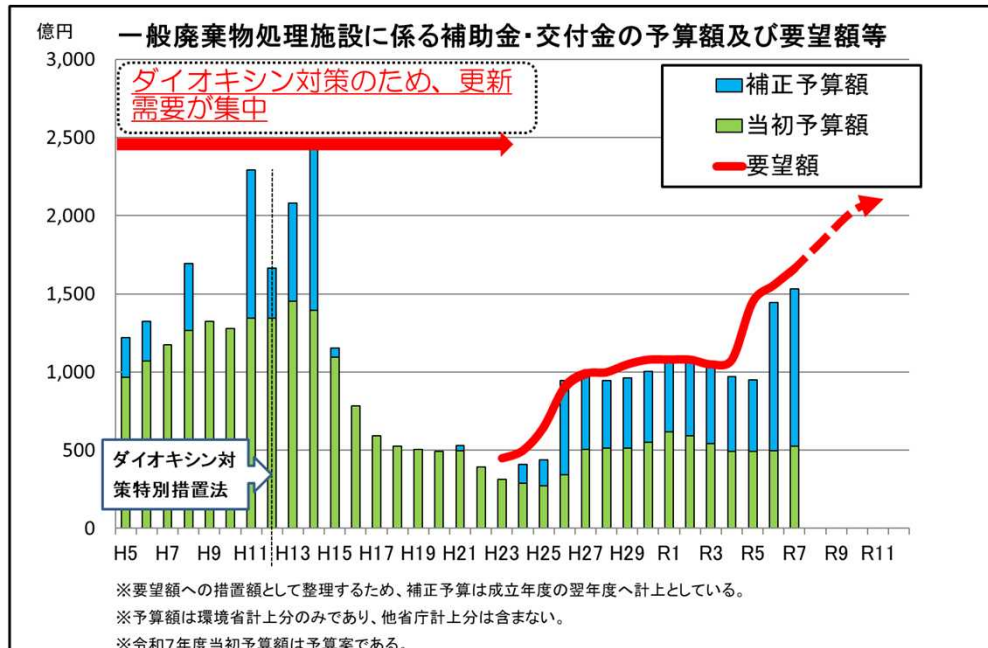
## 具体的な対応策

以下の対応策について、財政的・技術的支援の段階的な見直し・拡充を実施

- ・都道府県の長期的な広域化・集約化計画の策定、先進的な広域化・集約化の促進
- ・施設規模の適正化、更新需要の平準化
- ・資源循環強化等の観点からの効果的な分別回収・再生利用の促進
- ・エネルギー回収効率等のより高い施設整備の推進、官民連携による施設整備の推進
- ・CO2分離回収等の技術開発の推進

# 一般廃棄物処理施設整備への支援

- 平成2年度以降、「ダイオキシン問題」対応のため、多くの市町村が一般廃棄物処理施設を更新。施設の耐用年数が25年程度であるため、現在、一般廃棄物処理施設の更新需要が増大。
- 適切に更新がなされない場合、地域でのごみ処理能力の不足や事故リスクが増大するなど、市町村にとって致命的な問題となるため、着実な支援を実施する必要があるが、更新需要の増大により自治体の要望額も大幅に増大。
- 令和7年度は、令和6年度補正予算で1,101億円を確保するとともに、令和7年度当初予算案で561億円を計上しており、自治体からの要望額に対応可能な予算規模を確保できる見通し。
- 令和5年6月30日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」において示された今後の施設整備の方向性等を踏まえ、令和6年3月29日付けで各種通知を发出するとともに、これらを踏まえた要綱等の改正も実施。
  - ・都道府県が策定する「長期広域化・集約化計画」の策定支援に係るメニューの新設
  - ・令和7年度以降に新規着手する施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）の長期広域化・集約化計画に沿った先進的な広域化・集約化に対する交付率の高上げメニューを拡充
  - ・通知を踏まえた施設規模の適正化・最適化に資する条件を交付要綱等に設定 など（詳細は各種通知、交付要綱等を参照）



## 廃棄物焼却施設・老朽化の現状

全国 1,016 施設のうち  
 築20年超：414施設  
 築30年超：213施設  
 築40年超：70施設

（令和4年度実績より）。

（施設耐用年数：20～25年程度）



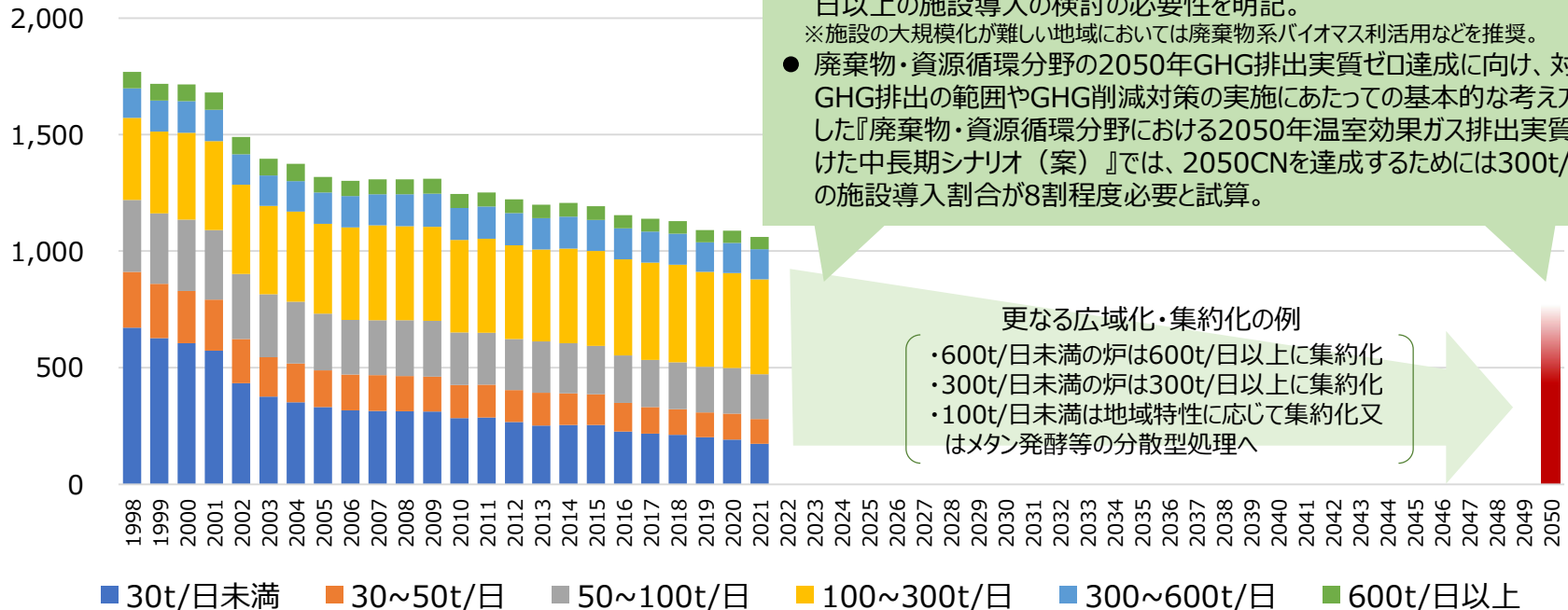
老朽化して休止した処理施設

# 一般廃棄物処理施設整備の方向性(①持続可能な処理体制確保:広域化・集約化)

- 平成9年に発出した広域化通知以降、一定程度の広域化・集約化が進み、着実に施設数は減少。
- 今後人口減少・少子高齢化がより進行する状況においても持続可能な適正処理を確保するためには、中長期を見据えた**更なる広域化・集約化が必要不可欠**。  
※離島や豪雪地帯などの広域化・集約化が物理的に難しい地域における対応は留意が必要。
- これまで施設数が減少したのは主に100t/日以下であり、300t/日以上の施設は増加していない。組合の構成市町村数が少ない場合、集約化を実施しても300t/日に満たない可能性があり、更に取り組を進めるためには**ブロックの見直しを含めた先進的な広域化・集約化が必要**。
- 更なる広域化・集約化には都道府県の果たす役割が重要であり、**都道府県の関与・連携による先進的な広域化・集約化の促進**により、地方公共団体の取組の後押しが重要。

## ＜一般廃棄物焼却施設数の推移＞

年度ごとの施設規模（日処理能力）区分別の施設数



## ＜各種計画における広域化・集約化に係る記載＞

- 令和5年6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、300t/日以上の施設導入の検討の必要性を明記。  
※施設の大規模化が難しい地域においては廃棄物系バイオマス活用などを推奨。
- 廃棄物・資源循環分野の2050年GHG排出実質ゼロ達成に向け、対象とするGHG排出の範囲やGHG削減対策の実施にあたっての基本的な考え方を整理した『廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）』では、2050CNを達成するためには300t/日以上の施設導入割合が8割程度必要と試算。

### 更なる広域化・集約化の例

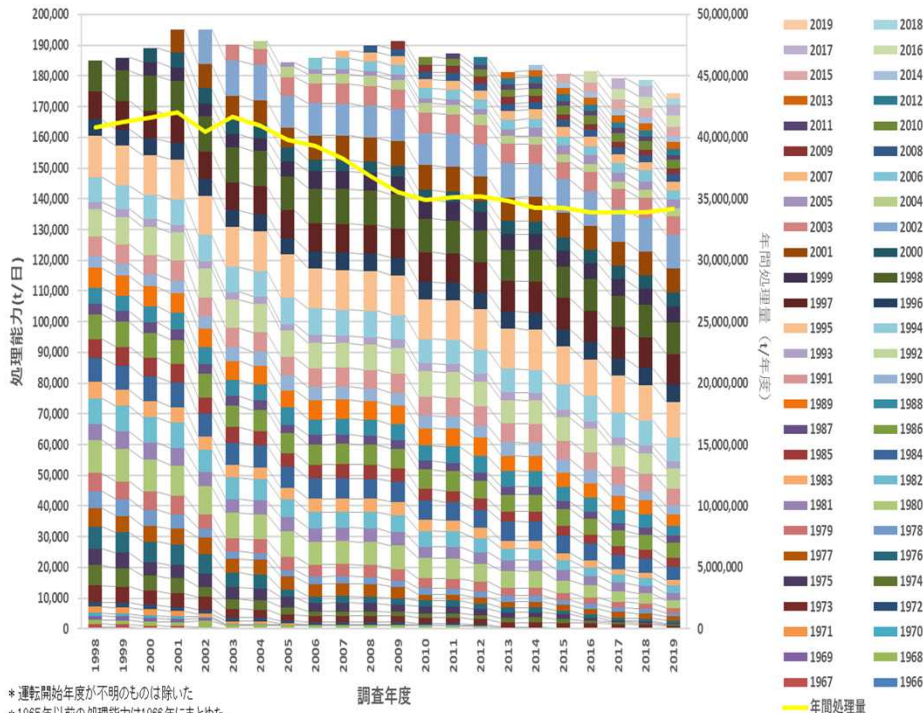
- ・600t/日未満の炉は600t/日以上に集約化
- ・300t/日未満の炉は300t/日以上に集約化
- ・100t/日未満は地域特性に応じて集約化又はメタン発酵等の分散型処理へ



# 一般廃棄物処理施設整備の方向性(①持続可能な処理体制確保:コスト抑制)

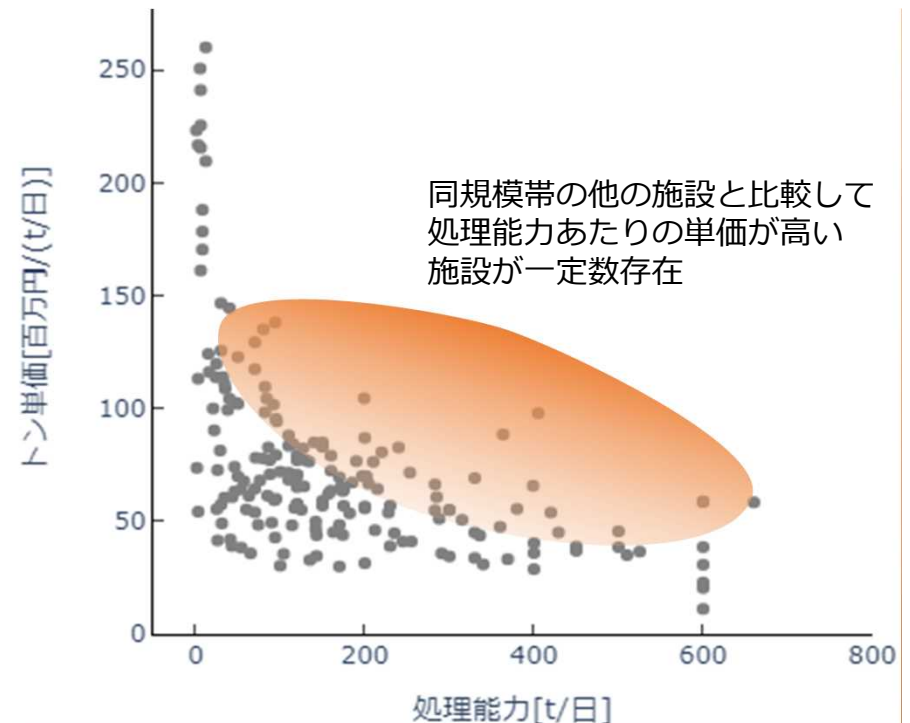
- 持続可能な適正処理の確保とともに、**3R等の資源循環の更なる推進や、CO2分離回収設備の導入など将来的に更なる脱炭素化への対応も必要**であり、廃棄物処理施設のコスト抑制の取組が必要。
- また、人口減少に加え3R等の資源循環の推進により焼却量の減少が見込まれる中、**過大な規模の施設整備は稼働率やエネルギー回収量の低下**など、非効率な運用の一因となりうる。施設の長寿命化・延命化に加え、**更新時に施設規模を適正化し処理システム全体の最適化を図ることは、トータルコストの縮減に繋がるとともに、ライフサイクル全体の脱炭素化（エネルギー回収含む）の観点からも重要。**
- 今後の新たな施設整備にあたっては、**処理量減少や施設の集約化など将来の見通しに即した施設規模の適正化や、施設規模に応じた施設整備コストの適正化を推進するための中長期を見据えた対策が必要。**

焼却施設の処理能力の推移



※各年度の一般廃棄物処理実態調査より作成

焼却施設の処理能力と建設トン単価との関係



# 一般廃棄物処理施設整備の方向性(②資源循環の強化)

- 一般廃棄物処理についても**3R + Renewableをはじめとする資源循環強化が必要不可欠**であり、適正処理を前提に、選別や再資源化技術の高度化・高効率化や分散型の資源回収拠点の整備等の観点が重要。
- その際、**収集・回収から循環・再生利用、処分まで処理システムを一体的に捉えることが重要**であり、資源循環施策の動向等も踏まえ、**自治体による資源循環の一層の推進を後押しする方策**を講じることが必要。
- また、一地方自治体では十分な資源循環が困難な場合に対応し、施設の広域化・集約化のほか、**地方自治体が主導する官民の連携処理により廃棄物等の発生状況や再生資源の利用先などの地域特性を踏まえた資源循環の推進が必要**（具体的な施策のあり方について、中環審循環型社会部会の下の小委員会で報告書を取りまとめた）。

＜最新の施策動向・課題を踏まえた資源循環の強化＞

＜(参考)目指すべき脱炭素型資源循環システムのイメージ＞

(施策動向)

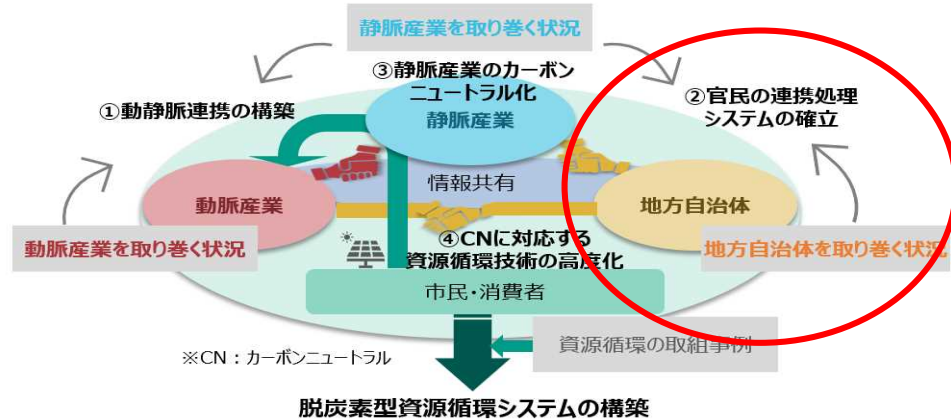
2021年8月	廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）
2022年4月	プラスチック資源循環促進法施行
2023年6月	廃棄物処理法基本方針・廃棄物処理施設整備計画
2024年8月	第五次循環型社会形成推進基本計画

(主な課題)

- 製品プラスチックの分別回収の促進
- 生ごみ・廃食用油・剪定枝等の廃棄物系バイオマスの分別収集・再資源化の推進
- リチウム蓄電池に起因する火災発生抑制 等

(今後の取組方針)

- 施策動向・課題にも対応した資源循環の更なる推進を促す方策（分別区分等の提示・普及含む）
- 3R + Renewable の推進(焼却せざるを得ない廃棄物からのエネルギー回収を含む)
- 資源循環が困難な場合での官民の連携処理



脱炭素化資源循環システムに係る類型	類型に応じて想定される取組内容
① 動静脈連携の構築	企業や業種の垣根を越えて、動脈企業と静脈企業が目標を共有しつつ、素材や物品の性質に応じた循環の輪を形成する動静脈連携を構築する取組
② 官民の連携処理システムの確立	<b>地方自治体が、自らの地域の将来や特徴、市民・消費者の行動等を踏まえつつ、民間活力も活用しながら、資源循環をリードする官民の連携処理システムを確立する取組</b>
③ 静脈産業のカーボンニュートラル化	廃棄物処理業等において省エネ型の廃棄物処理設備の導入や改修を通じて、静脈産業のカーボンニュートラル化を図る取組
④ カーボンニュートラルに対応する資源循環技術の高度化	高度な分離・再資源化技術を用いて、今後増加する再エネ設備や重要資源の循環利用を行う取組

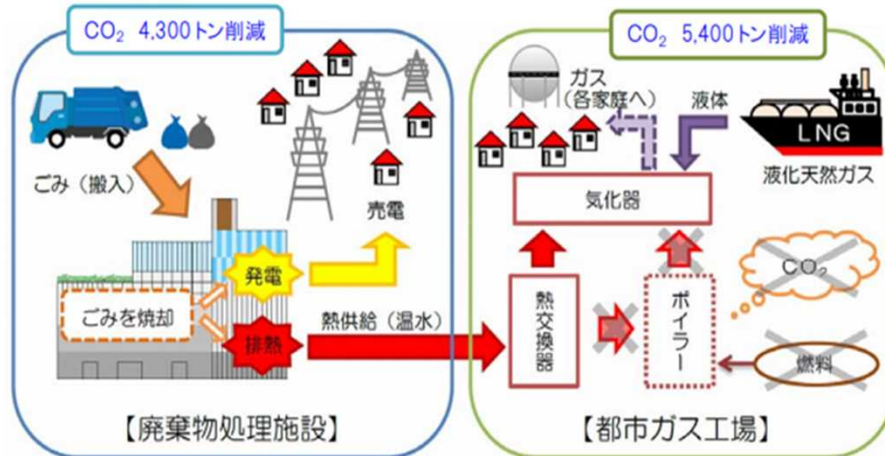
# 一般廃棄物処理施設整備の方向性(③脱炭素化の推進)

- 3R + Renewable 推進を含めた徹底した廃棄物排出抑制を行うとともに、**焼却せざるを得ない廃棄物の処理工程等におけるGHG排出削減**が、2050年CNに向けて必要不可欠。
- 焼却処理で得られる**エネルギー回収(発電・熱回収)・有効活用**、廃棄物系バイオマスのメタン発酵で得られる**メタン回収・有効利用**を通じた処理工程におけるGHG排出削減とともに、**排出削減が困難な産業へのエネルギー等の供給**を通じ、他分野における排出削減に貢献することが可能。
- 今後、**より高効率なエネルギー回収施設**や**排出削減が困難な産業へエネルギー供給を行う施設の整備推進**が重要。また、2050年CNに向け、CCUS等の新技術の導入等を見据えた技術開発も必要。

## 廃棄物処理施設から生じるエネルギーの有効活用例

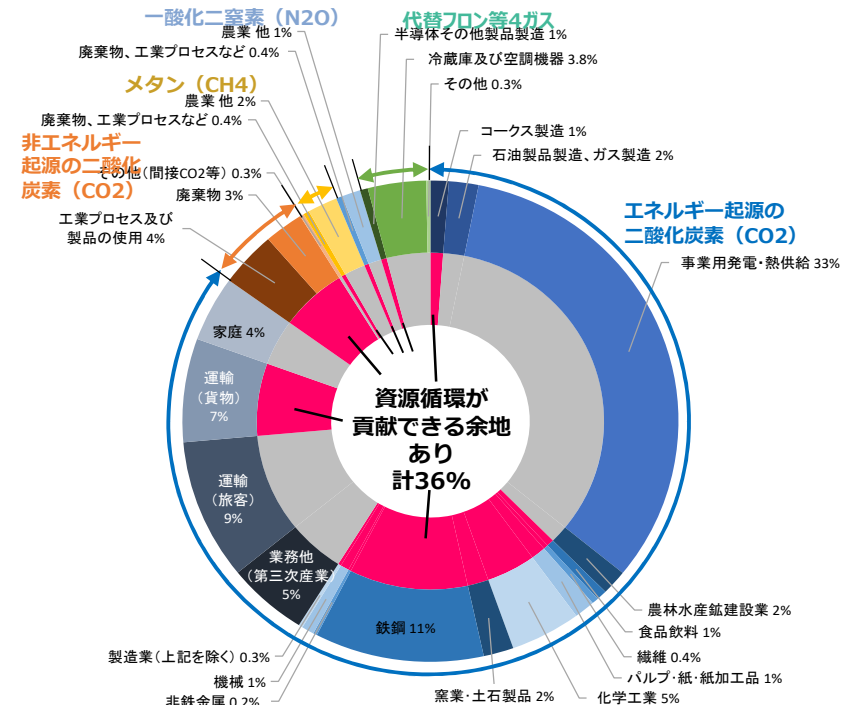
### 未利用熱の産業への供給 (廿日市市)

- ごみの焼却排熱を隣接する都市ガス工場へ温水による熱供給を行うことでLNG気化に利用し、地域に発生する二酸化炭素排出量を削減



出典：ごみと脱炭素社会を考える全国ネットワークポータルサイト「Wa-reclステーション」  
<https://wa-recl.net/article/a/117>

## GHG種類、貢献余地の有無別、部門別の内訳 (電気・熱配分前) (2019年度 (令和元年度) 温室効果ガス排出量確定値)



【出典】中央環境審議会循環型社会部会 第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果 (循環経済工程表) 参考資料から作成

## 具体的な対応策（中長期も見据えた持続可能な施設整備のための支援制度改正）

- 人口減少・少子高齢化が進行する状況を踏まえ、施設の更なる広域化・集約化を後押しする対策や脱炭素化の推進、トータルコストの削減等に取り組むことにより、資源循環対策、2050年CN実現に向けた気候変動対策を実行していく。
- 今後、新たな処理施設整備への支援に関して、地方自治体への一定の周知・検討期間を設けつつ、更なる広域化・集約化、施設整備の適正化・最適化（更新需要抑制）に関する各種施策を段階的に導入することにより、中長期も見据えた持続可能な施設整備を促進。

### 新たな施設整備に対する支援制度改正事項（施策）

① 広域化・集約化の更なる促進に資する施策の導入	導入時期
・ 広域化・集約化の長期計画策定(計画策定経費の支援メニュー新設)	R6年度～R9年度
・ 先進的な広域化・集約化の促進(交付率の嵩上げ)	R7年度～※
② 施設規模の適正化・最適化に資する施策の導入	導入時期
・ 焼却施設の処理能力算定基準(稼働率改定)を活用した処理能力・施設規模の適正化	R6年度～ (R9年度まで経過措置)
・ 焼却施設の処理能力算定基準(1人1日平均排出量)を活用した処理能力・施設規模の適正化	R10年度～ (詳細はR6年度に設定)
・ 焼却施設の単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化	R10年度～

※本メニューをR7～R9から活用する場合は、②も併せて先行適用する

## ①広域化・集約化の更なる促進に資する施策の導入

- 都道府県による2050年までの長期広域化計画策定を支援するとともに、同計画に沿った先進的な広域化・集約化の取組への支援を拡充することにより、広域行政体である都道府県の役割・連携強化と連動した形での広域化・集約化を促進し、中長期も見据えた施設の更新需要の抑制・平準化を図る。

※長期広域化計画策定に係る技術的助言（通知）については、令和5年度中を目処として示すことを想定。

### 【広域化・集約化の長期計画策定(計画策定経費の支援メニュー新設)に係る支援措置・考え方】

支援期間：令和6年度～令和9年度

交付率 1 / 2 (都道府県負担分は別途普通交付税措置)で全ての都道府県への支援実施を想定。

支援内容：2050年までの長期広域化計画策定に係る費用

(※北海道、沖縄県分は、内閣府、国土交通省予算で対応)

### 【先進的な広域化・集約化の促進に係る支援メニュー拡充(交付率の嵩上げ)に係る支援措置・考え方】

原則、令和7年度以降に新規着手する施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）について、都道府県が策定する2050年度までの長期広域化計画に沿って、以下のいずれかを満たす先進的な広域化・集約化を行う場合は、交付率を1/3→2/5、1/2→3/5に嵩上げを行う。

- 計画区域内の焼却施設を2施設以上廃止し、計画区域内の対象市町村を2市町村以上増加
- 計画区域内の廃止施設数と対象市町村増加数が合計して4以上

(※令和7～9年度から実施する場合は、次頁施設規模の適正化・最適化に資する施策も実施)

## ②施設規模の適正化・最適化に資する施策の導入

- 施設規模算定基準に用いる稼働率、1人1日平均排出量の見直しを行うとともに、単位処理能力当たりの交付対象経費上限額を設定しコスト削減方策を導入することにより、施設規模の適正化・最適化を図り、トータルコストの縮減を行うことで持続可能な適正処理体制を確保する。

【焼却施設の処理能力算定基準(稼働率改定)を活用した処理能力・施設規模の適正化に係る支援措置・考え方】  
令和6年度以降に新規着手する施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の施設規模算定基準について、下記の反映・改定を行う（令和9年度までを経過措置期間とし、従前の例による算定も妨げない）。

### 【施設規模算定式】

（計画1人1日平均排出量㊦ × 計画収集人口 + 計画直接搬入量）  
÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率㊧

※ 実稼働率 = （365日 - 年間停止日数㊨） ÷ 365日

措置内容	現行	改正
㊦ 計画1人1日平均排出量	各市町村による	※次欄を適用
㊨ 年間停止日数	85日	75日 ※故障等による停止期間を含む
㊧ 調整稼働率	96%	-

※㊦については一部市町村、㊨㊧については全市町村が対象。

【焼却施設の処理能力算定基準(1人1日平均排出量)を活用した処理能力・施設規模の適正化に係る支援措置・考え方】  
次期循環型社会形成推進基本計画の目標達成に向け3Rを更に推進するため、令和10年度以降に新規着手する施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)の処理能力算定基準に用いる1人1日平均排出量について、3R対策の実施を考慮した上限値を自治体毎に設定する。

※単費での処理能力上乗せは排除しない。また3R対策として生活系ごみ有料化措置が導入済（又は導入予定）の場合には上限値を設定しない。  
※上限値は、令和6年8月に策定された循環基本計画策定における議論等を踏まえ通知済。

【焼却施設の単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化に係る支援措置・考え方】  
令和10年度以降に新規着手する施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備に対して、施設規模区分毎に交付対象経費上限値を設定し、それを超える申請については上限を超えた金額を交付対象から除外する。

※上記の上限値は、過去実績の75パーセントタイルに相当。

※単費での実施は排除しない。

※上限値については、毎年度の物価指数を踏まえ見直しを実施する。

# 具体的な対応策(中長期も見据えた持続可能な施設整備のための支援制度改正)

新たな施設整備に対する支援制度改正事項(施策)		関連通知	交付要綱上の該当箇所
<b>① 広域化・集約化の更なる促進に資する施策の導入</b>  ・ 広域化・集約化の長期計画策定(計画策定経費の支援メニュー新設)  ・ 先進的な広域化・集約化の促進(交付率の嵩上げ)	導入時期	環循適発第24032923号 中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)	
	R6年度～R9年度		要綱別表1の第18項
	R7年度～※		要綱第5の第2項
<b>② 施設規模の適正化・最適化に資する施策の導入</b>  ・ 焼却施設の処理能力算定基準(稼働率改定)を活用した処理能力・施設規模の適正化  ・ 焼却施設の処理能力算定基準(1人1日平均排出量)を活用した処理能力・施設規模の適正化  ・ 焼却施設の単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化	導入時期	関連通知	交付要綱上の該当箇所
	R6年度～(R9年度まで経過措置)	環循適発第24032920号 循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について(通知)	要綱別表1の備考1(1)
	R10年度～(詳細はR6年度に設定)	環循適発第2409052号 令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について(通知)	要綱別表1の備考1(1)
R10年度～	環循適発第24032921号 一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化について(通知)	要綱別表1の備考1(2)	

## ●平成9年5月28日付通知「ごみ処理の広域化計画について」

最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等の課題に対応するため、各都道府県で、可能な限り焼却能力三〇〇t/日以上(最低でも一〇〇t/日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるように広域化ブロック区割りを行い、原則として計画期間10年(平成10年度～平成19年度)の広域化計画を、平成9年度中に策定するよう求めた。

## ●平成31年3月29日付通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

平成30年の施設整備計画改定も踏まえ、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策、資源化・バイオマス利活用、災害対策、地域への新たな価値の創出といった要素を含めて、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定することを求めた。前回策定の広域化計画を評価し、人口及びごみ排出量等の将来予測をしたうえで、広域化ブロック区割りの設定を見直すことも示唆し、①組合設立②ごみ種類別処理分担③大都市での受入④相互支援⑤他のインフラとの連携⑥民間活用といった手法を示した。

## ●令和2年6月「広域化・集約化に係る手引き」

広域化・集約化を進める上で、計画策定・体制構築について解説し、都道府県及び市町村の担当者が参考となる情報について事例を基にとりまとめた。

## ●令和6年3月29日付通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

2050年度までを計画期間とする長期広域化・集約化計画の策定を求めるとともに、ごみ処理広域化・集約化協議会の設置を都道府県に求めるなど、都道府県の関与を再度明確化した。



# 中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和6年3月29日付通知）

## 背景

- ◎ 平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」を通知。全ての都道府県で広域化計画が策定され、都道府県及び市町村による広域化・集約化の取組が進められてきた。
  - ➡ **ごみ焼却施設数は**、計画策定当時と比較して**約4割減少**（1,769施設→1,016施設）。
  - ➡ **ダイオキシン類の排出量が大幅に削減**（1,550g-TEQ/年→19g-TEQ/年）。
- ◎ 一方、平成9年通知から25年以上が経過し、ごみ処理を取り巻く状況は大きく変化。
  - ➡ 将来にわたり**持続可能な適正処理を確保**していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要。
  - ➡ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて3R+Renewableをはじめとする循環経済への移行やライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減への貢献も重要。

## 通知の構成

### 1. 広域化・集約化の必要性

- (1) 持続可能な適正処理の確保
- (2) 気候変動対策の推進
- (3) 資源循環の強化
- (4) 災害対策の強化
- (5) 地域への多面的価値の創出

### 2. 長期広域化・集約化計画の策定

- (1) 計画策定主体
  - (2) 現時点での広域化状況の評価
  - (3) 人口及びごみ排出量等の将来予測
  - (4) 広域化ブロック区割りの設定見直し
  - (5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討
- 300t/日以上のごみ焼却施設の設置
  - 100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設を検討
  - 300t/日以上600t/日未満の施設を設置している地域については、600t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討

### 3. 長期広域化・集約化計画に記載する内容

- (1) 計画期間
- (2) ごみ処理広域化・集約化協議会
- (3) 都道府県自らの役割（実施事項）
- (4) 広域化ブロック区割り・2050年度までの人口及びごみ排出量等の算出方法等
- (5) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

### 4. 留意事項

- (1) 長期広域化・集約化計画は都道府県廃棄物処理計画の一部として位置づけられる
- (2) 進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うこと
- (3) 都道府県の計画策定・改定の状況は、**環境省ホームページ等で公開する予定**
- (4) ごみ処理広域化・集約化協議会は都道府県からの要請等に  
応じて環境省もオブザーバーとして参加できる

# 中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和6年3月29日付通知）



## 主なポイント

### 1. 計画策定主体

都道府県が主体となり、**ごみ処理広域化・集約化協議会を設置**した上で、管内市町村と密に連携して長期広域化・集約化計画を策定すること。長期広域化・集約化計画は廃棄物処理法第5条の5において基本方針に即して都道府県が策定することとされている廃棄物処理計画の一部に該当するものである。

### 2. 広域化ブロック区割りの設定見直し

都道府県における現状の広域化状況の評価を踏まえたブロック区割り及びブロック内の施設整備の方向性（2050年度までの人口及びごみ排出量等を踏まえた施設数の変遷）については、都道府県と都道府県が構想するブロック区割りのメンバーからなる**ごみ処理広域化・集約化協議会を設立し合意を得た上で、都道府県の長期広域化・集約化計画へ反映すること。**

### 3. 計画期間

原則として**2050（令和32）年度までとする。2027（令和9）年度末を目途に長期広域化・集約化計画の策定を行うこと。**また、策定した計画は概ね5年ごとに現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定すること。

### 4. ごみ処理広域化・集約化協議会

都道府県と都道府県が構想するブロック区割りのメンバーからなる**ごみ処理広域化・集約化協議会を設立。**都道府県からの要請等に応じて環境省もオブザーバーとして参加できる。

---

**(参考資料)**

---

## (参考)一般廃棄物処理事業の3R化に向けたガイドライン

- 環境省では、市町村による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組みを支援するため3つのガイドラインを公表しており、それぞれの内容は以下のとおり。
- 「一般廃棄物会計基準」は、ごみ処理に係るコスト分析の標準的手法を示している。
- 「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、一般廃棄物処理に有料化を導入（見直し）する場合に、参考となる手引書。
- 「一般廃棄物処理システムの指針」は、ごみの減量や適正な処理等の円滑な取組みを実施できるように、一般廃棄物処理システムの評価の考え方等を示している。

### 「一般廃棄物会計基準」

- 廃棄物処理法基本方針に基づきごみ処理に係るコスト分析の標準的手法を示した文書。
- コスト分析の対象となる費用の定義、減価償却方法等を定めている。
- 一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理コストの算出を支援する「会計支援ツール」も併せて環境省ホームページで公表している。一般廃棄物会計基準に従って算出したコストを公表するため、あるいは、ごみ処理事業の効率化を図るために活用することができる。

### 「一般廃棄物処理有料化の手引き」

- 基本方針に基づき市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際に、参考となる手引きとして作成したもの。
- 計画・実行・点検・見直しの段階ごとに、推奨する考え方や手順、全国の市町村の事例等の情報をとりまとめている。また、有料化政策を進めていく上での、一般廃棄物会計基準や一般廃棄物処理システムの指針の活用場面についても紹介している。従来の手引きは、家庭系ごみを対象としたものだったが、H25年の改定で事業系ごみも対象に加えた。

### 「一般廃棄物処理システム指針」

- 基本方針に基づき一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示し、それにより市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるようにすることを目的とする。
- 一般廃棄物処理システムの評価の考え方等を示し、一般廃棄物処理システムの評価方法のひとつである「システム評価支援ツール」も併せて環境省ホームページで公表している。標準的な指標に基づく評価とともに、都市形態等が類似している市町村を自動で抽出し、簡易に評価を行い、レーダーチャートで確認することができる。

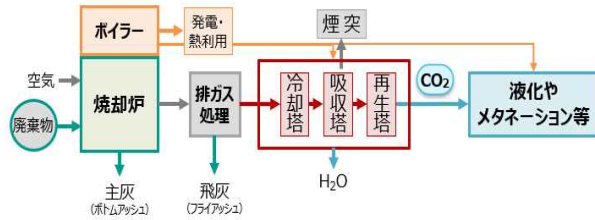
「廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラル実現」プロジェクトの概要

- 廃棄物・資源循環分野は、GHGを排出する主要な分野のひとつ。焼却により発生するCO<sub>2</sub>を高効率に回収したり廃棄物を資源として循環させることで、産業や社会全体のCO<sub>2</sub>排出削減にも貢献。
- 地域特性に合わせ、広域・集約型の処理と、局所最適のサイズや廃棄物の種類に合わせた方法による分散型の処理が相補的に機能する、安定的・効率的でバランスの取れた処理システムの構築が必要不可欠。
- 従来の焼却等処理に代替するカーボンニュートラル型の廃棄物処理施設・付帯設備を開発する。

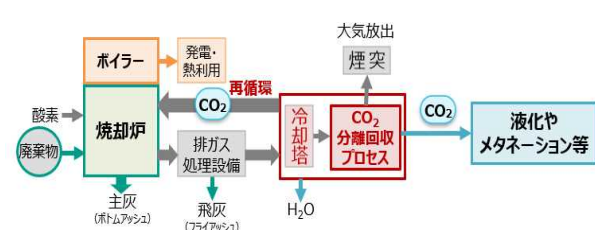
【研究開発項目 1】  
CO<sub>2</sub>分離回収を前提とした  
廃棄物焼却処理技術の開発

CO<sub>2</sub>分離回収を前提とした焼却処理技術を確認することで、**廃棄物の適正処理**と**CO<sub>2</sub>分離回収**を同時実現する。

化学吸収法をベースとしたCN型廃棄物焼却施設(イメージ)



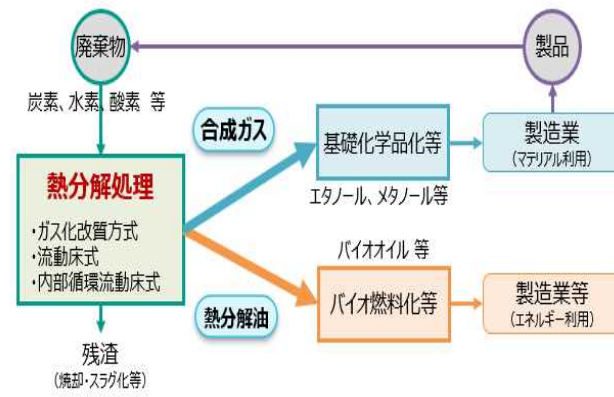
酸素富化(燃焼)をベースとしたCN型廃棄物焼却施設(イメージ)



【研究開発項目 2】  
高効率熱分解処理施設の  
大規模実証

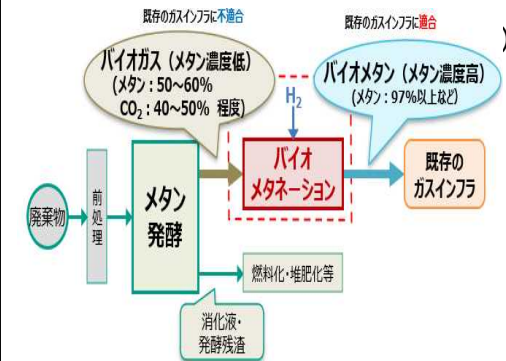
**廃棄物に含まれる水素を活用**し、外部から水素供給せず合成ガスや熱分解油を生成し**原料化・燃料化**する技術を確認。

熱分解処理 + 生成物利用 (イメージ)



【研究開発項目 3】  
高効率なバイオメタン等  
転換技術の開発

メタン発酵技術により発生したバイオガスを**メタンネーション**することで得られるバイオメタンについて、**安全性に優れた低温低圧下**で**海外商用ベース同等のメタン生成速度**及び**都市ガスインフラへ注入可能な高い品質**を担保する技術を確認。



# (参考) 廃棄物処理施設整備に関連する計画等

廃棄物処理施設整備に関連する計画等	策定状況	記載内容
<b>循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進基本法第15条に基づき定めるもの。</li> <li>概ね5年ごとに、中央環境審議会による基本計画策定のための具体的な指針に即して作成するとともに、環境基本計画を基本として策定。</li> <li>2024年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定。 <a href="#">循環型社会形成推進基本計画   環境再生・資源循環   環境省</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環</li> <li>多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現</li> <li>資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行</li> </ul> ※指針に記載されている主な内容
<b>廃棄物処理法に基づく基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき策定するもの。</li> <li>廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、2023年6月に変更。 <a href="#">「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更及び意見募集の結果について   報道発表資料   環境省 (env.go.jp)</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進</li> <li>地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進</li> </ul>
<b>廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理法第5条の3に基づき策定。</li> <li>2023年度から2027年度の5ヶ年の新計画を2023年6月に閣議決定。 <a href="#">廃棄物処理施設整備計画の閣議決定及び意見募集の結果について   報道発表資料   環境省 (env.go.jp)</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化</li> <li>持続可能な適正処理確保に向けた広域化・集約化の更なる推進</li> </ul>
<b>廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物・資源循環分野の2050年GHG排出実質ゼロ達成に向け、対象とするGHG排出の範囲やGHG削減対策の実施にあたっての基本的な考え方を整理し、各主体が取り組むべき方向性を明らかにすることを目的に2021年8月に提示。 <a href="#">中央環境審議会循環型社会部会(第38回)議事次第・資料   環境省 (env.go.jp)</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年CNを達成するためにはこれまでの計画等の延長線上の対策では不十分であることが示唆</li> <li>2050年CNを達成するためには、広域化・集約化の更なる推進、CCUS等の技術導入が必要</li> </ul>